

令和8年度

兵庫教育大学小学校
アフタースクールのご案内

兵庫教育大学アフタースクール

電話：0795-40-2234
携帯電話：090-2118-8606
メールアドレス：Fuzoku.after@softbank.ne.jp

令和8年度兵庫教育大学附属小学校アフタースクールの利用について

1. 兵庫教育大学附属小学校アフタースクールの目的

兵庫教育大学附属小学校アフタースクールは、働く保護者等の子育てを支援し、児童の生活・学習指導を行い、異学年の児童の交流により社会性を育むことを目的としています。

2. 実施場所

本学施設「やまくにプラザ」2階（附属小学校西側）

3. 対象児童

保護者の労働等により放課後等に家庭で適当な保育を受けることができない者で、原則として毎日通所することが可能な者とします。

4. 定員及び選考について

（定員）

60名程度（全学年合計の定員）

（選考）

申請者が定員を超えた場合は、別に定める基準により選考を行い、利用者を決定します。

5. 実施期間及び実施時間

（実施期間）

令和8年4月1日～翌年3月31日

※ただし、以下の日は実施しません。

土・日、祝日、兵庫教育大学の一齐休業日、

年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）、学長が定める日

（実施時間）

・附属小学校の授業実施日（土曜・日曜・祝日の行事日は除く）

下校時間から午後6時まで

・春季、夏季及び冬季における休業日並びに附属小学校の振替休業日

午前8時から午後6時まで

6. 保育料等

保育料は月額6,100円（夏休み期間15,300円）です。

3月に前期分30,500円（4月～7月、9月分）、7月に夏休み期間分15,300円、9月に後期分36,600円（10月～3月分）をそれぞれ郵便振込（払込手数料本人負担）により前納していただきます。

なお、保育料とは別に保険料（800円／年間）が必要です。

※保育料は、改定される場合があります。

7. 利用申請手続

申請手続：別途案内をするFormsからWeb申請及び提出書類の提出。

提出書類：勤務証明書又は申立書等

書類提出先：附属学校事務室（平日9時00分～17時00分）※12時～13時は除く

申請期間：令和7年12月10日（水）～令和8年1月20日（火）

8. 個人情報の取り扱いについて

アフタースクール運営に伴い取得した氏名、住所、自宅電話番号等の個人情報につきましては、アフタースクール運営に係る業務以外の目的に用いることはありません。

9. 緊急時の対応

① 怪我病気の場合

- ・軽度の怪我の場合は、アフタースクールにおいて対応しますが、頭部の打撲等、特に必要がある場合は病院へ搬送することもありますので、保護者へお迎えを要請します。
- ・高熱や重篤な病気を発症した場合は、お迎えを要請します。

② 警報が発令された場合

- ・警報とは、大雨・洪水・大雪又は暴風のいずれかの警報又は特別警報を指します。
- ・附属小学校の教育課程に係る授業開始前に警報が発令され休校となった場合又は授業開始後に警報が発令され、一斉下校することとなった場合は、アフタースクールは実施しません。
- ・アフタースクール開始後に警報が発令された場合は、迎えに来てください。
- ・春季、夏季及び冬季における休業日期間中に警報が発令された場合は、以下のとおりです。
 1. 午前7時現在、加東市に警報が発令されている場合
午前中はアフタースクールを実施しません。
 2. 午前11時現在、加東市に警報が発令されている場合
アフタースクールは、終日実施しません。
 3. 午前11時現在、加東市に発令されていた警報が解除された場合
午後1時から、アフタースクールを実施します。
 4. アフタースクール開始後、警報が発令された場合
直ちに保護者が迎えに来ていただきます。
(注) 加東市以外に居住している児童については、その居住市町に警報が発令されている場合は、同様に上記によって対応してください。

③ 学級閉鎖の場合

学級閉鎖となった場合は、当該学級の児童はアフタースクールを利用できません。

④ 利用制限

感染症などの病気等により他の児童に影響を与える場合は、利用を制限します。保護者におかれましても、常にお子さまの体調等にご注意いただき、通所するかどうかのご判断をお願いいたします。

10. 退所、休所等

- ・長期間（1か月以上）アフタースクールを休まれる場合は、必ず休まれる月の前月中に附属学校事務室へ「休所届」を提出してください。（前月中に休止の申し出があり、かつ1か月単位で休まれた場合は、保育料を返還することができます。）
- ・退所される場合は、附属学校事務室に「退所届」を提出してください。
- ・月の途中で退所又は休所された場合でも当該月の保育料は返還しません。

11. 持ち物等

（アフタースクールに置いておくもの）

コップ、上履き、着替（服上下・肌着・靴下・ナイロン袋）

※持ち物にはすべて名前を書いてください。

（長期休業日及び代休日）

弁当、水筒、ハンカチ、ティッシュ、帽子、筆記用具、学習用テキスト、読みたい本や塗り絵、折り紙 等

※持ち物にはすべて名前を書いてください。

12. 欠席・早退

欠席や早退される場合は、必ずアフタースクールにご連絡ください。

電話：0795-40-2234、携帯電話：090-2118-8606

メールアドレス：Fuzoku.after@softbank.ne.jp

13. 申請書記載事項の変更

住所、電話番号、家庭の状況等、申請内容に変更があった場合は、附属学校事務室に「記載事項変更届」を提出してください。

14. 注意事項

次のようなことがあった場合、利用許可を取り消すことがあります。

- ・対象者の要件に該当しなくなった場合
- ・指導員等の指示に従わない場合
- ・特別の事情がなく保育料等の支払いが滞った場合
- ・その他利用許可を取り消すことがやむを得ないと判断した場合